

委員 長 報 告 書

さる6月25日の本会議において、本委員会に付託された議案第4号 橋本市健康増進計画策定・推進委員会条例についてを審査するため、6月30日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第4号は、健康増進法に基づき、橋本市健康増進計画を策定し、推進するにあたり、学識経験者や関係団体などの意見を反映するため、附属機関として橋本市健康増進計画策定・推進委員会を設置するものである。

委員から、策定推進委員会の委員が選出される団体の一つであるが、食育活動関係機関とはどのような団体か とのただしがあり、橋本市食生活改善推進協議会のことである との答弁がありました。

策定推進委員会の委員選出に関して市民公募も行うのか とのただしがあり、市民の代表として公募の方法も考えている との答弁がありました。

健康増進計画の計画期間について ただしがあり、計画期間については、目標達成年度を国策定の健康日本21（第2次）や県策定の第3次和歌山県健康増進計画の最終年度である平成34年度とし、7年間を目処として考えている との答弁がありました。